

# 令和6年度

## 埼玉県職員採用選考（職業訓練指導員） 受 験 案 内

受 付 期 間 令和6年6月7日(金) ～ 令和6年7月29日(月) (必着)

任命権者選考 令和6年8月4日(日) (機械科、冷凍空調機器科)  
令和6年8月5日(月) (自動車整備科)

人事委員会選考 令和6年8月26日(月)又は27日(火)のいずれか1日

1 職 種 職業訓練指導員

2 採用予定人員 6人(欠員の状況等により変更になる可能性があります。)

3 採用予定免許区分・採用予定人数・採用予定課所

| 採用予定職業訓練指導員免許区分 | 採用予定人数 | 採用予定課所                                  |
|-----------------|--------|---|
| 機械科             | 2人     | 県内の高等技術専門校<br><所在地>上尾市、川口市、<br>熊谷市、春日部市 |
| 冷凍空調機器科         | 3人     |   |
| 自動車整備科          | 1人     |   |

(採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の勤務課所や訓練科に異動になる場合があります。)

4 業 務 内 容

埼玉県のものづくり分野等で活躍する優れた人材を育成するために、高等技術専門校の訓練科において、職業訓練指導業務に従事します。

また、訓練生に対する生活指導や就職指導なども行います。

| 採用予定職業訓練指導員<br>免許区分 | 訓 練 内 容  |
|---------------------|--|
| 機械科                 | マシニングセンタ・NC旋盤・普通旋盤・フライス盤などのNC工作機械や汎用工作機械による機械加工、測定及び機械保全、機械設計、3次元CAD/CAMによる製図、NCプログラミング等に関する知識・技術を習得させる。 |

|         |   |
|---------|---|
| 冷凍空調機器科 | <p>次のいずれかの内容</p> <p>(1) エアコンなど空気調和設備の点検・分解・組立・調整及び故障診断等の整備作業、空気調和設備の設計・施工・保守管理、CADによる設備設計製図等に関する知識・技術を習得させる。</p> <p>また、ボイラーの取扱いや電気、給排水、消防設備等の監視、保守点検等に関する知識・技術を習得させる。</p> <p>(2) 建築物等に設置されている空気調和、電気、給排水設備等の諸設備の運転・保守管理や衛生管理などについて、基本的な知識・技能を習得させる。</p> |
| 自動車整備科  | <p>エンジン、シャシ、電気・電子、法令など自動車整備士として基礎的な知識や技能を習得させる。また、二級自動車整備士（ガソリン及びディーゼル）の資格を取得できるような基礎的な知識・技能を習得させる。</p>   |

**5 採用予定日** 令和7年4月1日

※ 既に職業訓練指導員免許を有する人は、欠員の状況に応じて、令和7年4月1日以前に採用される場合があります。

**6 受験資格** 次の(1)～(4)の全てに該当する人

- (1) 昭和39年4月2日以降に生まれた人
- (2) 国籍は不問です。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項等に該当しない人（以下はその内容です。）
  - ・ 禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4) 下表の応募要件を満たす人

| 採用予定職業訓練指導員<br>免許区分 | 応募要件   |
|---------------------|--|
| 機械科                 | 職業訓練指導員免許（機械科）を有する人<br>又は令和7年3月31日までに同免許を取得見込みの人     |
| 冷凍空調機器科             | 職業訓練指導員免許（冷凍空調機器科）を有する人<br>又は令和7年3月31日までに同免許を取得見込みの人 |
| 自動車整備科              | 職業訓練指導員免許（自動車整備科）を有する人<br>又は令和7年3月31日までに同免許を取得見込みの人  |

(注) 職業訓練指導員免許取得資格について

免許証の交付申請は都道府県知事に対して行います。交付を受けることができる主なものは次のとおりです。

1. 職業能力開発総合大学校の所定の課程の修了者（ただし、短期養成課程修了の場合は、

- 適切に指導する能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者)
2. 都道府県の実施する職業訓練指導員試験の合格者
  3. 免許職種に関する1級又は単一等級の技能検定合格者で、厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）の修了者
  4. 厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）の修了者で、学校教育法による大学（短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。）において、免許職種に関する学科を修めて卒業し、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有する者

\* 厚生労働大臣が指定する職業訓練指導員講習（48時間講習）は、埼玉県では埼玉県職業能力開発協会で実施しています。受講資格、受講申請の受付期間等の詳細については同協会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】：埼玉県職業能力開発協会総務課（電話048-829-2803）

5. 免許職種に関する学科を修めた者で、高等学校教員普通免許（工業、工業実習、農業、水産、商業、家庭、情報等）を有する者

\* 免許職種に関する学科についての詳細は各都道府県課【埼玉県の場合：埼玉県産業人材育成課（電話048-830-4598）】にお問い合わせください。

## 7 申込手続

### (1) 応募書類

- ア 本県所定の履歴書（様式1）
- イ 令和6年度埼玉県職員採用選考（職業訓練指導員）申込書（様式2）
- ウ 令和6年度埼玉県職員採用選考（職業訓練指導員）論文（様式3）
- エ 様式2に記載した免許・資格等を証明する書類の写し

※ 任命権者選考時に免許・資格等を証明する書類の原本を確認させていただきます。

※ 応募書類は返却しません。また、採用に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 履歴書（様式1）はA3サイズで使用してください。

※ 様式は以下のURLからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/6sidouin.html>

### (2) 申込方法

応募書類を、埼玉県産業労働部産業労働政策課職員担当（県庁本庁舎4階東側）まで直接持参するか、簡易書留で郵送してください。封筒の表には「職員採用選考申込書」と朱書きしてください。なお、普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

申込みは「機械科」、「冷凍空調機器科」又は「自動車整備科」のいずれか1つのみ可能です。

郵送先：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業労働政策課職員担当

### (3) 申込受付期間 令和6年6月7日（金）～ 令和6年7月29日（月）

\* 郵送の場合 令和6年7月29日（月）必着

\* 直接持参の場合 受付時間 午前9時～午後5時

（土曜日・日曜日・祝日は受付を行いません。）

## 8 採用選考

### (1) 任命権者による選考

応募書類と面接により任命権者選考を行います。

- ① 日時・場所・合格発表

| 選 考    | 免許区分            | 日 時                                | 場 所                       | 合 格 発 表   |
|--------|-----------------|------------------------------------|---------------------------|---|
| 任命権者選考 | 機械科、<br>冷凍空調機器科 | 令和6年8月4日(日)<br>※時間等詳細は<br>別途案内します。 | さいたま市内<br>(埼玉県庁周<br>辺を予定) | 実施後14日以内に、<br>受験者全員に郵送で合<br>否を通知します。<br>※通知が届かない場合は「13<br>問い合わせ先」まで御連絡くだ<br>さい。 |
|        | 自動車整備科          | 令和6年8月5日(月)<br>※時間等詳細は<br>別途案内します。 |                           |   |

注1 選考の際には、様式2に記載した免許・資格等を証明する書類の原本を必ず持参してください。

また、公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注2 取得見込みの免許・資格等については、人事委員会選考合格後に当該事項を証明する書類の原本及びその写しを持参していただき、受験資格を満たしているか確認を行います。その結果、受験資格を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。なお、原本の確認が取れましたら原本は返却します。

## ② 方法及び内容

| 選 考    | 内 容                               |
|--------|-----------------------------------|
| 任命権者選考 | 書類選考                              |
|        | 職務経験及び所持する資格等について、応募書類による選考を行います。 |
| 面接選考   | 人物及び専門的知識等について、個別面接による選考を行います。    |

注1 応募者多数の場合は、書類選考の合格者に対してのみ面接選考を行います。受付期間後7日以内に、応募者全員に合否を通知します。

(2) 人事委員会による選考（任命権者選考の合格者に対して行います。）

### ① 日時・場所・合格発表（時間・場所の詳細は任命権者選考合格者に別途案内します。）

| 選 考     | 日 時                                 | 場 所    | 合 格 発 表  |
|---------|-------------------------------------|--------|--|
| 人事委員会選考 | 令和6年8月26日(月)<br>又は27日(火)のい<br>ずれか1日 | さいたま市内 | 実施後おおむね1か月以内に、<br>受験者全員に郵送でお知らせ<br>します。※通知が届かない場合は「13<br>問い合わせ先」まで御連絡くだ<br>さい。 |

## ② 方法及び内容

| 選 考     | 方 法  | 内 容  |
|---------|------|--|
| 人事委員会選考 | 論文試験 | 文章による表現力、課題に対する理解力、思考力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。 |
|         | 人物試験 | 人物について、個別面接による試験を行います。                             |
|         | 適性試験 | 公務員として職務遂行上必要な素質及び適性についての試験を行います。                  |

注1 この試験は大学卒業程度により行います。

注2 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注3 携行品：任命権者選考合格通知、鉛筆（HB5本程度）、シャープペンシル、消しゴム、昼食・飲み物、時計（スマートフォン等時計以外の機能のあるものは不可）

## 9 合格から採用まで

(1) 原則として、令和7年4月1日に採用されます。

※ 既に職業訓練指導員免許を有する人は、欠員の状況に応じて、令和7年4月1日以前に採用される場合があります。

- (2) 最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあり、補欠合格者は最終合格者の中から採用辞退等があった場合には、採用されることがあります。補欠合格者については、選考結果の通知に記載してお知らせします。
- (3) 合格発表後、身体検査を実施します。（補欠合格者については、採用される場合に限り、身体検査を実施します。）
- (4) 職業訓練指導員免許取得見込みの人は、採用時までには免許を取得できない場合は採用されません。

## 10 給 与

初任給は、「職員の給与に関する条例」に基づき、職務経験等を勘案して決定します。

(例) 大学新卒者の初任給

約237,100円（地域手当等を含む。）

(例) 年齢32歳で、大学卒業後、民間企業等における正規社員としての職務経験が10年である場合の初任給

約290,000円（地域手当等を含む。）

(例) 年齢42歳で、大学卒業後、民間企業等における正規社員としての職務経験が20年である場合の初任給

約330,000円（地域手当等を含む。）

注1 上記の初任給のほか、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

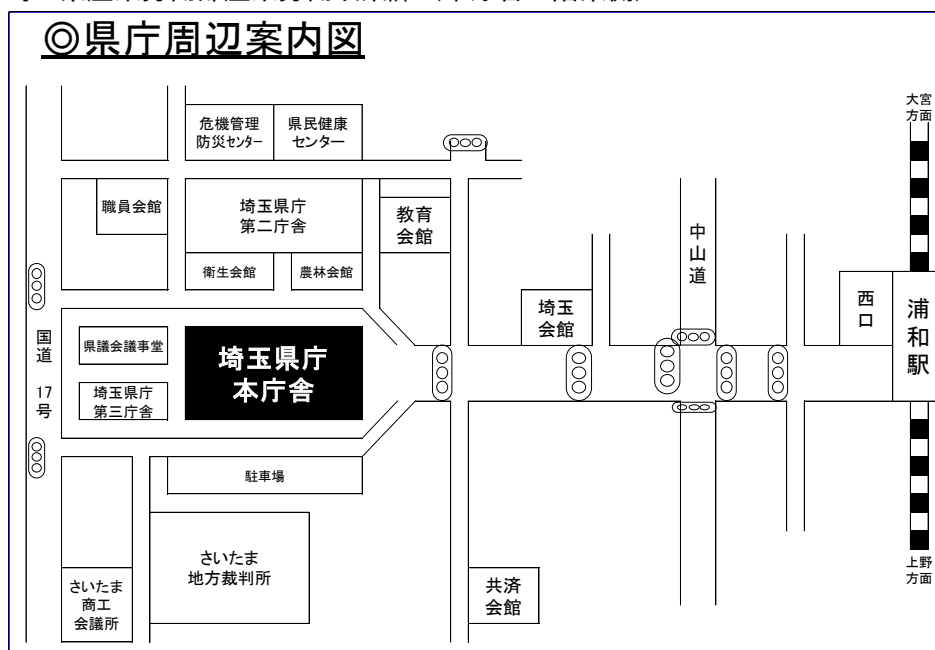
注2 上記の初任給の例は、令和6年4月1日現在のものであり、採用時までには給与改定があった場合は、それによります。

## 11 勤務時間・休暇等

- (1) 勤務時間 原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分です。
- (2) 休 暇 年間20日の年次有給休暇（ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内に別に定められています。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、忌引、出産、育児等）等があります。
- (3) 貸付制度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。
- (4) 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

## 12 申 込 場 所

埼玉県産業労働部産業労働政策課（本庁舎4階東側）



### 13 問い合わせ先

埼玉県産業労働部産業労働政策課職員担当 植村、川村

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3717 FAX：048-830-4818

E-Mail：[a3710-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3710-03@pref.saitama.lg.jp)